

## 熊本県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により平成30年7月11日及び7月12日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年1月7日

熊本県監査委員 濱 田 義 之  
同 竹 中 潮

- 1 監査対象機関 議会事務局
- 2 監 査 対 象 政務活動費
- 3 監査対象期間 平成29年度
- 4 監 査 の 主 眼

地方自治法及び熊本県政務活動費の交付に関する条例等の規定に基づき交付された政務活動費が、その目的どおり適正に使用されているか検証するため、監査を実施した。

- 5 監査委員の除斥

監査委員氷室雄一郎及び監査委員田代国広は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥した。

- 6 監査結果

一部に経費の計上において軽微な誤りが見られたが、政務活動費の事務の執行についてはおおむね適正と認められた。